

令和2年 第3回沼田町議会定例会（2日目） 会議録

令和2年 9月18日（金）

午後 2時50分 開会

1. 出席議員

議長	9番	小 峯	聡	議員	1番	鵜 野	範 之	議員
	2番	畑 地	誉	議員	3番	久 保	元 宏	議員
	4番	高 田	勲	議員	5番	篠 原	暁	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	上 野	敏 夫	議員	10番	大 沼	恒 雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 横 山 茂 君 監 査 委 員 金 子 幸 保 君
教 育 長 吉 田 憲 司 君 農 業 委 員 会 長 辻 則 行 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原 秀 史 君	総務財政課長	村 中 博 隆 君
産業創出課長	赤 井 圭 二 君	農業商工課長	前 田 昌 清 君
住民生活課長	嶋 田 英 樹 君	建設課長	瀧 本 周 三 君
保健福祉課長	黒 田 美 和 君	和風園園長	安 念 昌 典 君
旭寿園園長	荒 川 幸 太 君	会計管理者	小 玉 好 紀 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

課 長 三 浦 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅 野 信 行 君 書 記 中 山 裕 樹 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
議案第55号	沼田町農産加工場設置条例の一部を改正する条例について
議案第56号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第57号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について
議案第58号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
議案第59号	令和2年度沼田町一般会計補正予算について
議案第60号	令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第61号	令和2年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第62号	令和2年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第63号	令和2年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第64号	令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第65号	令和2年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
同意第15号	教育委員会委員の任命について
陳情第3号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出をもとめる陳情について
陳情第4号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出をもとめる陳情について
陳情第5号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書提出をもとめる陳情について
意見案第5号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書(案)について
意見案第6号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)について
意見案第7号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書(案)について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日をもって招集されました、令和2年第3回、沼田町議会定例会、2日目を開会します。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、久保議員、4番、高田議員を指名いたします。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第2、議案第55号、沼田町農産加工場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。農業推進課長。

○農業推進課長（前田昌清課長）議案第55号、沼田町農産加工場条例の一部を改正する条例について、沼田町農産加工場条例の一部を改正する条例を提出する。令和2年9月17日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由を説明させていただきます。昭和57年創業の農産加工場ですが、生産者皆さんのご協力もあり、トマトジュース、北のほたるを始めとする沼田ブランド製品については多くの消費者に大変ご好評いただいているところですが、民間企業の持つネットワーク、経験、ノウハウを生かして食品製造における安心安全、営業販売力などの更なる向上を図ることにより加工場運営の安定、発展、牽いては農業所得の向上と地域の活性化に資するものとして、指定管理者制度の導入を図るため条例の改正を行うものでございます。施行時期につきましては、令和3年4月1日としております。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい。大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）町の加工場が指定管理によって一般の会社に指定されるということなんですが、働く場所の確保、その他はまあ考えているようではけれども、働いている方の職場が確保されても働き方の身分が確保されないとうまかないと思うので、その辺はしっかり町も考えた中で指定管理者とお話ししていただければと思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）賛成ということによろしいですか。他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第55号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

（一般議案）

○議長（小峯聡議長）日程第3、議案第56号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）議案第56号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。令和2年9月17日提出、町長名でございます。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように変更する。条文の朗読を省略し提案理由を申し上げます。沼田町が加入しております当該組合は、組合を組織する市町村、一部事務組合職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理する組合でございます。当該組合に加入する山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合の2団体が解散に伴い脱退となることから、当該組合理約変更の協議について地方自治法第290条の規定により議決を経ようとするものであります。なお、規約の施行日は地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日であります。以上、提案理由とさせていただきます、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第56号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しまし

た。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第4、議案第57号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）議案第57号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。令和2年9月17日提出、町長名でございます。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約、北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。条文の朗読を省略し、提案理由を申し上げます。沼田町が加入しております当該組合は、道内の市町村、一部事務組合などで組織され、非常勤職員の公務上の災害又は通勤による災害などに対する補償に関する事務を共同処理する組合でございます。当該組合に加入する札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合の3団体が解散に伴い脱退となることから、当該組合規約変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議決を経ようとするものであります。なお、規約の施行日は地方自治法第286条第1項の規定により、北海道知事の許可の日であります。以上、提案理由とさせていただきます、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。はい、上野議員。

○8番（上野敏夫議員）給食組合が指定管理になることよっての改正だと思うんだけど、働いている人の保障がね、そういう大きな組織の中にいたことよって、保障されていたのが、指定管理者にっていうか民間に変わることよって保証は変わらないのか、その辺のその、次働く人のことを考えて

○議長（小峯聡議長）上野議員、給食組合ではなくて一部事務組合の削除による、解散よって名称が削除されたという中身です。

○8番（上野敏夫議員）はい。失礼しました。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第5、議案第58号、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）議案第58号、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。令和2年9月17日提出、町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第6、議案第59号。令和2年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）議案第59号、令和2年度沼田町一般会計補正予算について、令和2年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年9月17日提出、町長名でございます。別冊の令和2年度沼田町一般会計補正予算（第6号）1頁をお開き下さい。令和2年度沼田町一般会計補正予算（第6号）、令和2年度沼田町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,583万4千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,362万円と定める。2項を省略させていただきます。令和2年9月17日提出、町長名でございます。10頁をお開き下さい。歳出でございます。1款議会費、1項1目議会費352万9千円の増額補正は、議案や会議資料のペーパーレス化に加え、委員会等の会議をリモートで行い新しい生活用式に対応するための費用として所要額を計上しており、11節役員費、データ使用料54万9千円、12節委託料、初期設定費用として35万2千円、13節使用料及び賃借料、システム使用料で16万5千円、17節備品購入費、予備機を入れた14台のタブレット端末購入費用で246万3千円を計上しております。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を導入に係る補正額と同額計上しております。2款総務費、1項1目一般管理費、17節備品購入費81万7千円の補正増につきましては、10月1日新規採用職員及び新年度採用予定職員等に必要となる机、イス等の現在の在庫数を勘案し、必要台数を購入する費用を計上しております。3目OA管理費486万2千円の増額補正は、12節委託料222万5千円の補正増ですが、住民基本台帳システム改修委託であり、マイナンバーカード取得者が国外に転出した場合でもカードを使用することができるようシステム改修に係る費用を計上しており、財源は国費「社会保障税番号システム整備費補助金を補助率10割で計上しております。17節備品購入費263万7千円の補正増ですが、1款議会費同様、説明員15人分のタブレット端末を購入する費用を計上しており、財源につきましては、新型コロナウイルス臨時交付金を補正額と同額計上してございます。6目財産管理費、14節工事請負費314万6千円の増額補正は、南1条3丁目、役場下でございます昭和48年建築の職員住宅で、老朽化が著しく今後の入居が見込めないことから、解体に係る費用を計上させていただいております。11ページをお開き下さい。9目企画費につきましては財源の振替でございます。当初予算の空知地域創生協議会負担金200千円を一般財源で計上してはいましたが、財源として、いきいきふるさと推進事業補助が確定したことから、財源を振替するものです。10目振興費26万円の増額補正は、10節需用費6万円及び18節負担金補助及び交付金20万円の補正増ですが、今年度中に1件のサテライトオフィス、旧院長宅の使用が見込めることから、光熱水費及び車両、事務機器借上げに係る費用を補助する事とし必要経費を予算計上しております。財源は、建物賃貸料と企業等誘致推進基金繰入金を計上してございます。17目スコーレセンター費、18節負担金補助及び交付金1,200万円の補正計上につきましては、行政報告にも記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、道や国が発した緊急事態宣言のもと様々な行動制限がなされ、ほたる祭り、あんどん祭の中止や近隣市町の様々なイベント自粛、中止が重なり、地域経済にとっては大きなダメージを受けたところでございます。この間、ほたる館独自で集客増に向けた取り組みを行ってはいましたが、客足は依然として伸び悩み指定管理者のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は非常に厳しい経営を強いられております。町民憩いの場、町内唯一の宿泊施設、観光、交流の拠点として、持続的な経営安定を図るための支援金として予算を計上してございます。財源につきましては、新型コロナウイルス臨時交付金を補正額と同額計上してございます。19目移住定住応援費178万6千円の増額補正です。1節報酬から18節負担金補助及び交付金の所要額をそれぞれ増額するものでございますが、地域

おこし協力隊として任用を進めておりましたが、選考の結果、定住支援員として任用することが望ましいとの判断により、次頁、12頁、25目地域おこし協力隊活動費の現行予算を減額し、移住定住応援費の予算へ振替えるものでございます。12ページをお開き下さい。25目地域おこし協力隊活動費、178万6千円の減額補正ですが、先程、19目移住定住応援費でご説明いたしました、支援員1名に係る費用を振替える物であります。13ページをお開き下さい。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、12節委託料72万円の補正計上は、高齢者等温泉入浴促進委託料を増額するものであり、本年4月から開始した高齢者などの温泉宿泊料3千円助成の予算を当初見込みで100人としておりましたが、現在の利用者がすでに86名となり、今後の更なる利用を見込み240名分の予算を増額計上するものです。財源としてふるさとづくり基金繰入金を補正額と同額で計上してございます。3目介護支援費、27節繰出金279万5千円の増額ですが、旭寿園で新たにデジタル技術を活用した介護サービスの効率化や介護従事者の負担軽減と合せ感染症拡大防止を見据えた、介護の新たな生活様式に取り組んでいくために必要となる経費に、繰出しを行うものでございます。財源は、新型コロナウイルス臨時交付金を補正額と同額で計上してございます。4目障がい者福祉費、22節償還金利子及び割引料、253万円の補正計上は、令和元年度障害者医療費、道費負担金等返還金5万5千円と、令和元年度障害者自立支援給付費、国庫負担金等返還金247万5千円は、障害者医療及び訪問サービス等給付事業に伴う実績による返還金の計上でございます。2項1目児童措置費、22節償還金利子及び割引料16万8千円の補正計上は、令和元年度児童手当国庫負担金返還金で、令和元年度における児童手当国庫負担金において、実績が確定したことに伴い返還金を計上するものでございます。14ページをお開き下さい。2目子育て支援費520万円の増額補正は、10節需用費、消耗品費100万円の補正計上は、国の新型コロナウイルス関連の2次補正による、児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、1施設50万円を限度とし、認定こども園、子育て支援センターの保育施設にマスクや消毒液などの衛生用品や感染防止の為に消耗品の購入に係る所用額を予算計上しております。財源として新型コロナウイルス緊急包括支援交付金50万円と、子ども・子育て支援交付金50万円をそれぞれ計上してございます。18節負担金補助及び交付金100万円の補正計上は、妊婦特別給付金であり、新型コロナウイルス感染症拡大による影響のもと、出産を迎える妊婦に対し、妊娠中の一層の感染症対策に留意しながら、心理的、経済的に負担の大きな妊娠期の負担軽減を図り、安心して出産を迎えられるよう支援するものでございます。一人当たり10万円の給付で10人を見込んでございます。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を補正額と同額で計上してございます。22節償還金利子及び割引料320万円の補正計上は、令和元年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金等返還金、66万円は、学童保育、養育支援、一時預かり事業に係る実績に基づく返還金の計上と令和元年度障害児入所給付費等国庫負担金等返還金254万円は、障害児通所に係る国庫及び道費負担金において実績が確定したことにより返還金を計上するものであります。4目学童保育所、10節需用費50万円の増額計上ですが、2目子育て支援費同様、学童保育所においても感染防止の為に消耗品の購入に係る費用を計上してございます。財源として子供・子育て支援交付金を補正額と同額で計上してございます。5

目子育て交流広場費、10節需用費50万円の増額計上でございますが、2目子育て支援費同様、感染防止の為の消耗品の購入に係る費用を計上してございます。15ページをお開き下さい。4款衛生費、1項1目保健総務費36万1千円の補正計上ですが、10節需用費、消耗品費の増額ですが、感染予防対策として、役場、ふれあいの正面玄関にノータッチ式のスプレー消毒装置と消毒液など、購入に係る費用を計上してございます。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を補正額と同額計上してございます。2目健康推進費、168万円の増額補正ですが、インフルエンザ任意予防接種に係る費用であり、現在19歳から65歳までの予防接種において、自己負担を千円いただいておりますが、これを無償としインフルエンザワクチンの接種率を向上させることで、新型コロナウイルス感染症との同時流行による社会の混乱の抑制及び医療機関の負担軽減を図る事として、全町民無償化に係る費用を計上してございます。12節委託料117万6千円と、委託契約している医療機関以外で接種費用を償還払いにて助成することとし、19節扶助費50万4千円を計上しているところでございます。5目母子保健費、10節需用費50万円の補正計上ですが、乳幼児全戸訪問事業において、感染症拡大防止対策に係る消耗品の購入費用を増額計上してございます。財源として、子ども・子育て支援交付金を補正額と同額で計上してございます。8目沼田厚生クリニック運営費、18節負担金補助及び交付金7,261万3千円の補正計上につきましては、行政報告にも記載しておりますが、指定管理に関する基本協定に基づきます、令和元年度の沼田厚生クリニックの損失助成でございます。財源として、地域医療確保安定化基金繰入金を補正額と同額で計上いたしております。7款商工費、1項1目商工業振興費170万円の補正計上ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベント、お祭り、各団体の会合など、感染防止のため自粛や中止をしたことで、地元特産品の一つである雪なごりの消費が低迷している状況に加え、今後においてもコロナ禍の中にあっては消費回復が見込めないことから、特産品の消費拡大と町内飲食店の利用促進、販売店の支援として、18節負担金補助及び交付金170万円を計上しております。財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を補正額と同額で計上しており、併せて第3回臨時会補正予算第1号で議決頂きました、中小企業特別融資利子及び保証料補助金の財源の内、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、特別融資貸付を借り入れた際の利子及び保証料補助金の財源をふるさとづくり基金繰入金から臨時交付金に振替を行ってございます。16ページをお開き下さい。8款土木費、4項2目公園費、12節委託料110万円の補正計上につきましては、名誉町民、西田篤正氏からの指定寄付により、桜つつみ公園へ桜を植栽するための費用を予算計上してございます。財源は、ふるさとづくり基金繰入金100万円を計上しております。9款消防費、1項1目消防施設費、18節負担金補助及び交付金21万8千円の補正計上ですが、救急車両のスパイクタイヤを購入する費用を増額計上しております。10款教育費、1項3目沼田学園推進費541万円の補正計上ですが、GIGAスクール構想に対応するための費用でございます。12節委託料、教育用コンテンツ導入委託料は、クラウドを活用した教育プラットフォーム構築に関する経費219万8千円の計上、ネットワーク設定変更委託料は、端末ごとにWi-Fiネットワークに接続するため、既存の設定変更に必要な費用、158万4千円を計上しております。教育施設長寿命化個別

施設計画策定委託料は、来年度改修予定の沼田中学校外壁等改修工事に伴う国庫補助金を受けるため、教育施設の長寿命化計画を策定していることが補助要件となっていることから、策定に係る費用161万7千円を計上してございます。13節使用料及び賃借料については、教育用コンテンツ使用料で1万1千円を計上しております。財源は、新型コロナウイルス臨時交付金をGIGAスクールに係る導入経費分の補正額と同額を計上しております。17ページをお開き下さい。4項5目、化石レプリカ工房費46万2千円の補正計上です。1節報酬46万2千円は、現在、急ピッチで進めておりますヌマタネズミイルカのレプリカ作成において、作業量の増加、進捗状況を考慮し、今後不足する会計年度任用職員の報酬、人件費を増額計上してございます。8目町民会館費、10節、7万3千円の増額補正につきましては、暖房ボイラーの法定点検を実施した際に圧力計等の不具合が判明し、シーズン前に修理が必要なことから修繕費用を計上しております。10目宿泊交流センター費、112万5千円の補正計上ですが宿泊交流センター夢未来の、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、10節需用費、61万3千円は宿泊棟の飛沫防止カーテン設置に係る費用の計上。17節備品購入費、51万2千円は、各部屋に加湿空気清浄器を購入する予算を計上してございます。財源は新型コロナウイルス臨時交付金を補正額と同額計上しております。5項3目体育施設費、51万2千円の補正計上ですが、感染症対策で施設の換気を促すため、10節需用費は、網戸を設置する費用14万9千円の増、17節備品購入費は、送風機購入に係る費用36万3千円を計上しております。なお、財源は臨時交付金を補正額と同額計上してございます。4目スキー場管理費、305万3千円の補正計上ですが、12節委託費は、高穂スキー場再整備計画作成委託であり、斜面の地形分析やデジタル地形図を用いてリフトやロッジの整備配置計画を策定する費用として302万5千円を計上してございます。17節備品購入費は、シーズン券発券時に使用していたラベルプリンターが故障し使用できないことから、購入費用として2万8千円を計上してございます。7ページにお戻りください。歳入でございます。11款地方交付税、1項1目地方交付税、1,648万3千円を増額するものでございます。今回提案しております歳出予算に特定財源を充当しても、なお不足する額について地方交付税を増額いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、4節児童保護費負担金、子どもの為の教育・保育給付費国庫負担金、20万6千円の補正増ですが、令和元年度の認定こども園への給付費実績が確定したことによる禍年度分収入でございます。2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、1,686万2千円の補正増でございますが、社会保障・税番号システム整備費補助金222万5千円は、歳出2款、総務費で説明いたしました、住民基本台帳システム改修に係る費用で歳出補正額と同額の補正でございませぬ。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、1,463万7千円は、同じく歳出、2款総務費、3目OA管理費で説明いたしました、タブレット端末購入に係る費用で、263万円7千円と、17目スコアセンター費でご説明した指定管理施設運営に係る支援費用で、歳出補正額と同額を計上しております。2目民生費国庫補助金、579万5千円は、1節児童福祉費補助金、300万円の補正増でございませぬが、歳出、3款民生費で説明いたしました、児童福祉施設などにおける感染症拡大防止対策に係る支援費用で歳出補正額と同額の計上でございます。2節社会福祉費補助

金、279万5千円の補正増は、歳出、3款民生費で説明いたしました、特別養護老人ホーム特別会計繰入金で歳出補正額と同額の計上でございます。3目衛生費国庫補助金、1目保健衛生費補助金、86万1千円の補正増でございますが、歳出、4款衛生費でご説明いたしました、各公共施設での感染防止対策に係る費用と、乳幼児全戸訪問事業に係る感染防止対策に係る費用で歳出補正額と同額の計上でございます。8ページをお開き下さい。6目教育費国庫補助金、541万9千円の補正増ですが、3節教育総務費補助金は、歳出10款教育費でご説明いたしました、GIGAスクールに要する諸費用と、4節社会教育費補助金は、宿泊交流センター、5節保健体育費補助金は、町民体育館に要する感染対策防止費用の歳出補正額と同額を計上してございます。7目商工費国庫補助金、1節商工費補助金、200万円の補正増であります、歳出7款、商工費でご説明いたしました、地元特産品消費拡大支援事業に要する補正額と同額の計上でございます。9目議会費国庫補助金、1節議会費補助金、281万5千円の補正増でございますが、歳出1款、議会費でご説明いたしました、ペーパーレス化に伴う諸費用の内、導入費用に要する歳出補正額と同額の計上でございます。17款財産収入、1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入6万5千円の補正増であります、歳出2款、総務費、1項10目振興費でご説明いたしました、サテライトオフィス賃貸料収入を見込み計上してございます。9ページをお開き下さい。19款繰入金、1項3目ふるさとづくり基金繰入金、1節ふるさとづくり基金繰入金、142万円の補正増につきましては、先ほど歳出でご説明申し上げました各事業財源として繰入を行うものでございます。5目企業等誘致促進基金繰入金、1節企業等誘致推進基金繰入金、19万5千円の補正増は、2款総務費、1項10目振興費でご説明いたしましたサテライトオフィス設置促進事業の財源として繰入を行うものでございます。15目地域医療確保安定化基金繰入金、1節地域医療確保安定化基金繰入金、7、261万3千円の補正計上につきましては、歳出4款、衛生費でご説明申し上げました、クリニックの損失助成金の財源として、歳出同額を計上いたしております。21款諸収入、4項5目雑入、14節雑入、10万円の補正計上は、2款総務費、1項9目企画費で御説明いたしました、いきいきふるさと推進事業助成金確定により、収入予算を計上しております。23款法人事業税交付金、1項1目法人事業税交付金、1節法人事業税交付金100万円の補正計上は、令和元年10月より、法人税の地域間格差の偏在是正措置として、都道府県税である法人事業税の一部を国税として徴収し、法人住民税の減収分の補てんとして、譲与される交付金であり、予算編成時において、交付税の原資化とすることは捉えておりましたが、交付金の収入見込み金額を捕捉できていなかったため、今回予算計上するものでございます。以上、申し上げます。提案説明とさせていただきます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。鵜野議員。

○1番（鵜野範之議員）1番鵜野です。今回の補正予算、全員協議会を含めながら非常に丁寧に補正予算の説明がされて、2日間十分この説明を受けて、もう質問するところが無い位審議させていただいたんですけども、私の方から2点だけ再度、町長に確認させていただきたいなというふうに思います。まず1点目はスコーレセンター

の1, 200万の関係ですけれども、これについてはやはり説明を受けたわけではありますけれども、色々な取り方がそれぞれ議員持っていますし、全員が全員それでよしという気持ちではないのかなというふうに思っております。ただ、沼田町においてやっぱりほたる館はなくてはならない施設だということも議員全員がそういった気持ちでいますし、今後やっぱりこの指定管理だとか、ほたる館だとか、ほたる館周辺の整備計画だとか、そういったことを含めながら、含めたものをやはりもう一度議会と町との中できっちり議論する場がなきゃだめなのかというふうに考えておりますけれども、その点について1点お伺いしたいなと思っております。それからもう1点につきましては、リフトの関係です。これについては先程全協の中でも言いましたけれども、昨年までまずリフト、スキー場の整備計画はあることは無いだろうというぐらい町として、してきたんではないかなと、私は感覚でいます。ただ、8月の20日のときの町民懇談会の時に、施設についての2番目にこれやっっていくんだということをしてスキー場、リフトをやっっていくんだなということでもまあよかったなという気持ちと、何でこの補正で出さなきゃならないのっていう気持ちでこの補正予算を見ています。やっぱりあの大きな施設投資については、当初予算できちっと議論をして、そして町民懇談会で説明したからこれで町民がみんな理解したわけではないですし、必要な人はそれでいいわけですし、必要でない人にも理解をしてもらわなきゃいけないという部分においては、もう少し丁寧な進め方が必要ではなかったかなというふうに思いますので、再度その点において質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい、1つ目のご意見、ご質問ですが、この件についてはですね、先程来、先般からの全員協議会の中でも色々のご意見を賜りましたことを、今後しっかりとですね、そのご意見を反映できるようにする、そして、ご質問にあったようにですね、そういう議論の場、この点についてはしっかりと対応してまいりたいというふうに思います。それから2点目のスキー場の取扱いについてです。これについてはですね、私としては町民の皆様にもまずご説明をさせていただいて、ご意向等を確認の上で次の段階に入っていこうというふうに思っていました。で、なぜこの9月の定例会に補正が上げなきゃいけないのかということですが、想定としてはですね、全体の事業費等ひっくるめてこの後財源確保に進めるためにですね、その概要と資料がなければ国の補助申請等対応ができないというそんな思いから、この9月に対応させていただいて、来年度以降のですね、補助申請の活用に進めて、結び付けていきたいというそんな思いであります。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい、鵜野議員。

○1番（鵜野範之議員）2つ目のスキー場の関係ですけれども、この時期にもし補正を組むのであれば、当初からきちっとやっぱりこれをやりたいんだけれどもというこ

との議論をすべきじゃなかったかなというふうに思っております。予算がある程度どういうふうに計画するかというような予算が1回動くところは、この事業自体は動き始めます。やっぱり動く前にきちっとやっぱりそこら辺の町民との議論をし、そこから始まっていかないと、町民と町との隙間はどんどん広がっていくのかなというふうに思いますので、やるときには一緒にやろうという中で一緒に進むところが施設の利用にもつながるのかなというふうに思いますので、今一度この予算は、予算の中で、いいんですけれども、再度町民とそういった部分の意思疎通を図っていただきたいなというふうに思っております。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）私は逆にですね、町民の皆様の意見を聞いたうえで反映をしていきたいという逆な点で当初予算には上げなかったつもりです。皆様方にも説明をしない前に施設、公共施設の在り方についてですね、概要等説明もしないうえで予算を上げること自体が、私はおかしいというふうに思っていましたので、その点を踏まえてご理解をいただきたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい、鵜野議員。

○1番（鵜野範之議員）あの、予算上がったんですよ、やることの、今回300万の調査費ということで、ということはやるんですよ、そうですね、したらその前に町民の声を聞いたらいいいんじゃないですかということの質問なんです。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）あの私の説明の仕方が悪いのか、町民の皆さんにはですね、所謂その全体的な公共施設の在り方の中でこの施設についてもですね必要性を私は説明させていただいたつもりです。これはあくまでも基本計画なんで、実施設計、実施計画ではないです。とかく国の補助金を申請するための資料が無かったら先に進まないで、それで基本計画的なそういう全体概要と概算の事業費と、そういうものを作らなければいけないというそんな思いでありますので、この概要等を踏まえて当然町民の方々にも説明をします。

○議長（小峯聡議長）はい、鵜野議員。

○1番（鵜野範之議員）町長は、もう頭っからやるつもりで話をしているんだとおもうんだわ。そうでしょ。だけど、私たちは8月の20日に、あーやるんだというところから始まっている。3年後にスキー場のリフトだとか、ロッジだとか、2番目は施設をそこにやるんということの理解をした、だけど、するかしないかという議論はまだ、たぶんされてないんだよね、その議論が足りないんでないですかということ。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）ご意見のあった内容についてですね、私の説明の仕方が悪いのかもしれない。いずれにしても議論として引き続き皆様方のご意見も賜りながらで

すね、整備をしていきたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

○議長（小峯聡議長）はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）鵜野議員から8月の話があったんですけども、正式には我々が聞いたのは6月の末です。6月の末の全員協議会の中で町サイドからの説明を受けてます。ただそれは公共施設の在り方として15の施設をこういうふうにしていくんだよってという一連の流れの説明であって、スキー場とリフト、スキー場のロッジ及びリフト個々の事業をやるやらないっていう議論はここでは全くされていない、公共施設の在り方というスタンスの中での説明はあったと思う。ですから、私も同じ気持ちですけども、鵜野副議長が仰るのはその辺のコンセンサスはしっかり得られていないんじゃないか、そこに基本構想を作らないと国の補助金の申請もできないので、基本構想を作りたいということで、300万の補正が上がっているわけですが、予算の上げ方が若干唐突ではなかったのかということ、たぶん鵜野さん言っているのはそういうことだと思うんですけども、私もちょっと同じ気持ちで、その辺もう少しです、詳しくご説明いただければよろしいのかなというふうに思います。はい。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）そういう部分では配慮が足らなかったという思いでありますので、決してそんなことを思って提案しているわけではありませんのでね、この点については、以後気を付けて対応させていただきます。

○議長（小峯聡議長）他に。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第7、議案第60号。令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（安念昌典園長）議案第60号、令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会

計補正予算について、令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年9月17日提出、町長名でございます。別冊の令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）の1頁をお開き下さい。令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）、令和2年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ623万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,174万2千円と定める。2項については省略させていただきます。令和2年9月17日提出、町長名でございます。

今補正予算を説明する前に、現状の和風園の利用者の状況について簡単にご説明を致します。9月1日現在、定員数100名に対しまして男性28名、女性72名、合計100名の利用者の方が在籍されておりました、その内、現在4名の方が入院されております。

それでは、今回の補正予算の内容につきましてご説明いたします。今補正は、道の補助金を活用して新型コロナウイルス感染対策のため必要な備品や消耗品を準備するための同額補正でございます。

（「説明省略」の声あり）

はい、ご審議の程、宜しく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第8、議案第61号。令和2年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（荒川幸太園長）議案第61号、令和2年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について、令和2年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を

別冊のとおり提出する。令和2年9月17日提出、町長名でございます。別冊、令和2年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）の1頁をお開き願います。令和2年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）。令和2年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,047万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,180万1千円と定める。2項については省略致します。令和2年9月17日、町長名でございます。

補正予算のご説明の前に、現在の利用者の状況についてご説明させていただきます。9月1日、定員数80名に対し、男性24名、女性44名の計68名の利用者が在籍しています。その内現在5名の方が入院されています。

それでは、今回の補正内容の主な内容についてご説明させていただきます。

（「説明省略」の声あり）

ご審議の程、宜しくお願ひいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第9、議案第62号。令和2年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。施設長。

○施設長（荒川幸太施設長）議案第62、令和2年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について、令和2年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年9月17日提出、町長名でございます。別冊の令和2年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第3号）の1頁をご覧ください。令和2年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第3号）、令和2年

度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,487万5千円と定める。2項については省略させていただきます。令和2年9月17日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

ご審議の程、宜しくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第10、議案第63号。令和2年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第63号、令和2年度沼田町介護保険特別会計補正予算について、令和2年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年9月17日提出、町長名でございます。別冊の令和2年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第2号）1頁をお開き頂きたいと思っております。令和2年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、令和2年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,040万5千円と定める。2項を省略させていただきます。令和2年9月17日提出、町長名でございます。

6頁をお開き下さい。歳出から説明いたします。1款総務費1項1目一般管理費2万9千円の減額補正ですが職員が参加する予定でありました説明会などが書面での会議開催となった事から、参加にかかる普通旅費2万9千円を減額するものです。4款地域支援事業費、1項1目包括的支援事業・任意事業費2万1千円の減額補正ですが、

研修会などの中止により普通旅費を減額するものです。2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費43万9千円の増額補正ですが、10節需用費の消耗品、17節備品購入費につきましては、介護予防事業を実施する事業所として新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として、これらを財源として感染対策のためのマスク、体温計等の消耗品及び環境整備に係る備品として、空気循環器、サーキュレーターなどの備品を購入する経費用として23万1千円を計上したものです。13節使用料及び賃借料4万円につきましては、北空知での医療介護連携に係る多職種連携情報システムにつきましては、使用料について10月分からの6ヶ月分を計上しているものでございます。

7頁をお開き願います。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付金につきましては、令和元年度の被保険者の保険料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事による、介護保険料の減免還付金として20人分を見込み31万2千円を増額補正するものです。

続きまして歳入を説明致します。5頁をお開き願います。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金12万5千円の増額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に対し還付に係る経費40%分の交付金を計上するものです。2目地域支援事業交付金2万6千円は、歳出における包括的支援事業費の増額に係る財源として計上するものです。4目緊急包括支援交付金35万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として、歳出で説明致しましたが、地域包括支援センターが介護予防に係る事業。実施する事業として対象となる経費について支出額と同額を計上したものです。5目災害時等臨時特例補助金18万7千円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により、保険料減免に係る額60%分を補助金として計上するものです。4款道支出金、3項道補助金、1目地域支援事業交付金1万3千円の増額補正は、歳出における包括的支援事業の経費の増額に係る財源として計上するものです。以上、説明と致します。ご審議の程どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第63号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第11、議案第64号。令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第64号、令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について、令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年9月17日提出、町長名でございます。別冊、令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）1頁をお開き下さい。令和2年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和2年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億815万8千円と定める。2項を省略させていただきます。令和2年9月17日提出、町長名でございます。7頁をお開き願います。

歳出を説明致します。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、マイナンバーカードの被保険者証利用による資格確認のためのオンライン資格確認等システム改修での委託費2万6千円について、当初予算に負担金補助及び交付金の科目に計上しておりましたが、対象経費が国からの直接支払われる国庫支出金となり、委託料として支出する必要があるという事から北海道の指示により節の区分を組み換えるものです。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金126万円の増額補正ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した世帯に係る保険税減免について、令和元年度分の過年度に係る国税の還付76万円を見込み増額補正するものと、資格届出の遅延により令和元年度分の保険税還付50万円を増額計上するものです。新型コロナウイルス感染に係る減免につきましては、北海道からの特別調整交付金10分の10を財源としています。8頁をお開き下さい。9款1項1項予備費50万円の減額補正につきましては、保険税還付に係る一般財源に充当するため減額するものです。

続きまして歳入について説明します。6頁をお開き下さい。2款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金69万8千円の増額補正につきましては、歳出で説明致しましたが、オンライン資格確認等システム改修に係る経費を北海道からの特別交付金として計上していたものを国から直接支払われる国庫補助金となるために6万2千円を減額し、また新型コロナウイルス感染症の影響による減免に係る措置として交付される特別調整交付金76万円を増額するものです。7款国庫支出金、1項1目

国庫補助金につきましては、新たに科目を設けるもので、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、オンライン資格確認等システム改修に対する補助金6万2千円を計上するものです。以上説明とさせていただきます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第64号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第12、議案第65号。令和2年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第65号、令和2年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について、令和2年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年9月17日提出、町長名でございます。令和2年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）1頁をお開き下さい。令和2年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、令和2年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,550万6千円と定める。2項を省略させていただきます。令和2年9月17日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

ます。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第65号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(人 事 案 件)

○議長(小峯聡議長) 日程第13、同意第15号。教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(横山茂町長) 同意第15号。教育委員会の委員の任命についてご提案申し上げます。現委員であります小西克典氏の任期満了が令和2年9月30日でありますので、その後任として次の方を教育委員会委員に任命したいので、町教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって議会の同意を求めるものであります。

現委員であります小西克典氏につきましては、平成23年6月から委員を継続して担って頂いており、教育委員として最も適任者と認め引き続きお願いをしたいという事でご提案申し上げます。住所は、沼田町本通り2丁目4番3号。氏名は、小西克典。生年月日は、昭和37年9月3日生まれ58歳でございます。令和2年9月17日提出、沼田町長、横山茂。以上、同意頂きますよう、よろしくお願いを致します

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略する事に決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第15号は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。ここで、暫時休憩を致します。

16時02分 休憩

16時04分 再開

(議事日程の追加)

○議長(小峯聡議長) 再開いたします。議事日程の追加について、お諮りいたします。

只今、事務局より陳情3件が追加案件として提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出をもとめる陳情について、陳情第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出をもとめる陳情について、陳情第5号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書提出をもとめる陳情について、以上3件を日程に追加することに決しました。

(陳情の審議)

○議長(小峯聡議長) 日程第14、陳情第3号。軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出をもとめる陳情についてを議題といたします。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって陳情第3号は、委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。お諮り致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論の省略を致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。お諮りいたします。陳情第3号は採択すべきものと決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

(陳情の審議)

○議長(小峯聡議長) 日程第15、陳情第4号。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出をもとめる陳情についてを議題と致します。本陳情については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって陳情第4号は、委員会付託を省

略することに決しました。直ちに審議に入ります。お諮り致します。提案者より、説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。お諮りいたします。陳情第4号は採択すべきものと決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

(陳情の審議)

○議長(小峯聡議長) 日程第16、陳情第5号。国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書提出をもとめる陳情についてを議題と致します。本陳情については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって陳情第5号は、委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。お諮り致します。提案者より、説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。お諮りいたします。陳情第5号は採択すべきものと決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。暫時休憩を致します。

16時07分 休憩

16時09分 再開

(議事日程の追加)

○議長(小峯聡議長) 再開いたします。議事日程の追加について、お諮りいたします。只今採択されました陳情に伴う意見書3件が、事務局より追加案件として提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長） ご異議なしと認めます。

(高田議員より動議あり)

○議長（小峯聡議長） はい、高田議員。

○4番（高田勲議員） 一括上程をお願いします。

○議長（小峯聡議長） 只今、一括上程の動議が出されました。これに賛成する方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長（小峯聡議長） はい、全員賛成という事で一括上程する事に致します。少しお待ちください。はい、それでは再開します。意見案第5号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書案について、意見案第6号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案について、意見案第7号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案についてを議題といたします。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長） ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略する事に決しました。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和2年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

16時11分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小峯 聡

署名議員 久保元宏

署名議員 高 田 勲